

熊本県森林オープンデータマップを公開しています！ (スマートフォンからも確認可能・インストール不要)

森林区域※の確認ができる「熊本県森林オープンデータマップ」を公開しています。
森林区域や林業のガイドラインデジタルマップを確認することができます。

また、大字・地番などでの検索、計測や描画、印刷も可能です。

※森林法5条に基づき「地域森林計画対象民有林」として県で定めている森林の区域のこと

どんな時に
使うの？

- 森林法や条例に基づく開発許可や届出が必要な区域を確認したい。
- 相続した森林の情報が知りたい。
- 森林の図面を作成したい。



パソコン



スマートフォン

熊本県 森林区域



こちらのQRコードから
確認できます！

お問い合わせ先

熊本県森林整備課森林計画班 TEL.096-333-2441
E-mail shinrinseibi@pref.kumamoto.lg.jp

山をお持ちの方へ！

熊本県豊かな森林の保全に関する条例 事前届出制度のご案内

熊本県内の森林の土地取引を行う場合は
契約の30日前までに県への事前届出が必要になります！！



©2010熊本県くまモン

熊本県森林整備課

森林の所有権等移転に関する事前届け出制度とは？

熊本県では、不適切な森林伐採や開発を未然に防ぎ、本県の豊かな森林を次の世代に引き継ぐことを目的として、令和8年3月に「熊本県豊かな森林の保全に関する条例」を公布しました。この条例に基づき、森林の土地取引を行う際、契約を行う30日前までに県に届け出る必要があります。

届出の対象となるのは？

届出の受付開始日 令和8年9月1日 ※令和8年10月1日以後の契約に適用

対象となる森林 森林法第5条で規定される県内の地域森林計画対象民有林。「熊本県森林オープンデータマップ」(リーフレット裏面参照) から確認できます。

対象となる契約 贈与契約、売買契約、交換契約、地上権に関する契約、地役権に関する契約、使用貸借権に関する契約、賃貸借に関する契約

対象とならないケース

- 相続に伴う所有権等移転
- 契約当事者が国又は地方公共団体である場合
- 地上権設定を伴わない立木売買
- 熊本県豊かな森林の保全に関する条例施行規則第5条4に定める場合
 - (1) 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が次に掲げる法人である場合
 - ・ 分収林特別措置法第10条第2号に掲げる森林整備法人
 - ・ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ・ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人
 - (2) 条例第8条第1項第4号に規定する土地の利用目的が次に掲げるものである場合
 - ・ 電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者が行う同項第16号に規定する電気事業に関する設備のうち架空線、電柱若しくはその附帯設備の設置又は電気事業者が行う電気事業に関する設備の管理
 - ・ 電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業に関する設備のうち架空線、電柱若しくはその附帯設備の設置又は認定電気通信事業者が行う認定電気通信事業に関する設備の管理
 - (3) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

※虚偽の届出、立入調査を拒んだ場合等は勧告を行い、勧告に従わなかった場合は、氏名や勧告の内容を公表する場合があります。

届出の内容は？

- 氏名、住所、連絡先、国籍等(売主等、買主等)
- 土地の所在、面積
- 移転等後の利用目的
- 契約締結予定日
- 権利の種別、内容

添付書類は？

- 土地の位置を示す図面
 - 土地所有権等を有することを証する書面の写し
- ※登記事項証明書の添付が困難な場合は、契約書、贈与契約書、遺産分割協議書、登記済証、登記識別情報通知書のいずれか。

届出の方法は？

熊本県のホームページから届出(電子申請)

熊本県 森林保全条例



現行の事後届出はどうなるの？

今まで通り、提出する必要があります。

- 森林法に基づく森林の土地の所有者届出
- 国土利用計画法に基づく土地売買の届出

熊本県 土地所有者届出



熊本県 土地売買届出

